

○国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則

平成24年3月30日

規則第21号

改正 平成25年9月3日規則第64号

平成26年3月31日規則第38号

平成27年3月26日規則第32号

平成28年3月31日規則第54号

平成28年3月31日規則第55号

平成29年3月24日規則第15号

平成31年3月29日規則第35号

令和2年3月31日規則第22号

令和3年6月30日規則第59号

令和4年12月26日規則第114号

(趣旨)

第1条 この規則は、耐震化指針に基づき行った沿道建築物の耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性がある、又はその可能性が高いと判断されたものに対し、その耐震改修等に係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日付け国住街第222号、国住市第155号国土交通省住宅局長通知）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 耐震改修等 補強工事の設計（以下「補強設計」という。）及び建替えの工事の設計（以下「建替設計」という。）並びに耐震改修、除却及び建替えの工事をいう。
- (2) 耐震化指針 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）第6条（沿道建築物の耐震化指針）第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (3) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（これらが店舗等の用途を兼ねるものであるときは、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）をいう。
- (4) 建築物 住宅以外の建築物をいう。

(5) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条（特定緊急輸送道路の指定）第1項に規定する特定緊急輸送道路であって、別表第1に掲げるものをいう。

(6) 沿道建築物 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物（昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く。）であって、当該建築物の高さが、当該建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、次に掲げる当該特定緊急輸送道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものに相当する高さを超えるものをいう。この場合において、当該建築物の高さは、地盤面（当該地盤面が、当該建築物の敷地に接する特定緊急輸送道路の路面の中心より低い場合は、当該路面の中心）からの高さにより算定するものとし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入する。

ア 12メートル以下の場合 6メートル

イ 12メートルを超える場合 特定緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離

(7) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条（定義）第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

（平成31年規則第35号・令和4年規則第114号・一部改正）

（耐震改修等の助成）

第3条 市長は、沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するものを除く。以下同じ。）の所有者が、耐震化指針に基づく耐震診断の結果により、当該沿道建築物の耐震改修等を行うときは、予算の範囲内において、当該耐震改修等の費用の一部を助成するものとする。

（耐震改修等）

第4条 助成の対象となる耐震改修等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

(1) 沿道建築物の耐震改修等であること。

(2) 耐震化指針に基づく耐震診断の結果、次のいずれかに該当するものであること。

ア Is（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1第2号に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等における構造耐震指標をいう。以下同じ。）の値

が0.6未満相当（建替設計にあつては、0.3未満相当）であること。

イ 補強設計並びに耐震改修、除却及び建替えにあつては、 $I_w$ （建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添第1第1号に規定する木造の建築物等における構造耐震指標をいう。）の値が1.0未満相当であること。

- (3) 補強設計にあつては、耐震化指針の基準に適合するか否かについて、市長が別に定めるものの評定を取得したものであること。ただし、木造住宅等についてはこの限りではない。
- (4) 助成対象となる耐震改修等の費用について他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 補強設計及び建替設計にあつては、耐震化推進条例第10条（特定沿道建築物の耐震化）第1項第1号から第4号までに掲げる者のいずれかが行うものであること。
- (6) 建替設計にあつては、建替設計に着手した時点において当該住宅又は建築物の建替えに係る除却の工事の前であつて、建替設計が完了した時点において当該建替えに係る新築の工事の前であること。
- (7) 令和8年3月31日までに完了するものであること。
- (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、補強設計にあつては当該不適合に係る是正計画を同時に作成するものであること、耐震改修にあつては当該不適合に係る是正が同時になされるものであること。ただし、当該不適合が当該建築物の高さに関するものであつた場合であつて、それを是正した結果当該沿道建築物の要件を満たさなくなるときは、当該建築物の耐震改修等は、助成対象外とする。
- (9) 補強設計及び耐震改修にあつては建替設計の助成金の交付を、建替設計にあつては補強設計の助成金の交付を受けていないこと。
- (10) 除却及び建替えにあつては、補強設計及び耐震改修の助成金の交付を受けていないこと。
- (11) 建替えにあつては、除却の助成金の交付を受けていないこと。

（平成27年規則第32号・平成28年規則第54号・平成29年規則第15号・平成31年規則第35号・令和4年規則第114号・一部改正）

（助成対象者）

第5条 耐震改修等の助成を受けることができる者は、沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる沿道建築物については、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者

(2) 共同で所有する沿道建築物 共有者全員の合意によって決定された代表者  
(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表第2に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、耐震診断の結果、 $I_s$ の値が0.3未満相当の住宅及び建築物の耐震改修の工事、建替えの工事又は除却工事を実施する場合は、別表第2に定めるところにより算定した額に、当該額の2分の1を限度として、別表第3に定めるところにより算定した額を加算することができる。

3 前2項で算定した助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平成28年規則第54号・平成31年規則第35号・一部改正)

(助成金交付申請)

第7条 耐震改修等の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修等の契約を締結する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額(助成対象費用に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合にはこれを減額して申請するものとし、ない場合は消費税仕入税額控除確認書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知しなければならない。

4 市長は、前項の規定により助成金を交付することと決定した場合において、当該交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(令和2年規則第22号・一部改正)

(一括設計審査(全体設計)の承認)

第8条 複数年度にわたるものに係る耐震改修等の助成を受けようとする者は、当該耐震改修等を行う最初の年度に一括して市長の設計審査を受けなければならない。

2 前項の規定による設計審査(以下「一括設計審査(全体設計)」という。)を受けよう

とする者は、前条に定める助成金交付申請前に、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る一括設計審査（全体設計）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る一括設計審査（全体設計）承認・不承認通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（平成31年規則第35号・一部改正）

（一括設計審査（全体設計）の変更）

第9条 一括設計審査（全体設計）の承認を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る一括設計審査（全体設計）変更承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 当該承認に係る事業に要する費用の総額
- (2) 当該承認に係る事業の各年度ごとに要する費用の額
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る一括設計審査（全体設計）変更承認・不承認通知書（様式第7号）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（平成31年規則第35号・追加、令和4年規則第114号・一部改正）

（権利譲渡の禁止）

第10条 第7条第3項の規定により助成決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（平成31年規則第35号・旧第9条繰下）

（耐震改修等の実施）

第11条 助成決定者は、当該助成金交付決定通知後速やかに、耐震改修等の請負契約を行い、耐震改修等に着手するとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成事業着手届（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（平成31年規則第35号・旧第10条繰下・一部改正）

（助成対象事業内容の変更）

第12条 助成決定者は、第7条第3項により助成の決定を受けた事業（以下「助成対象事業」という。）の変更を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該変更が

助成金の額に変更が生じない範囲であるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成事業内容変更届出書（様式第9号）に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の変更
- (3) その他の申請内容の変更

2 助成決定者は、助成対象事業の内容の変更を行う場合であって、当該変更が助成金の額に変更が生じるものであるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金変更申請書（様式第10号）に関係図書を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金変更承認・不承認通知書（様式第11号）により当該申請者に通知しなければならない。

（平成31年規則第35号・旧第11条繰下・一部改正）

（耐震改修等の取り止め）

第13条 助成決定者は、耐震改修等を取り止めるときは、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る取り止め届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（平成31年規則第35号・旧第12条繰下・一部改正）

（完了届等）

第14条 助成決定者は、耐震改修等を完了したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成事業完了届（様式第13号。以下「完了届」という。）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の完了届の提出を受けたときは、その内容を調査し、その内容が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成額の確定通知書（様式第14号）により、助成決定者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた助成決定者は、速やかに耐震改修等助成金請求書（様式第15号）を、市長に提出するものとする。

4 代理人が前項の請求をし、及び当該助成金の交付を受けるときは、当該代理人は請求書及び関係書類に加え、委任状を提出することとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であるこ

とを確認するものとする。

(平成25年規則第64号・一部改正, 平成31年規則第35号・旧第13条繰下・一部改正)

(決定の取消し)

第15条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成の決定に付した条件に違反したとき。
- (3) この規則、耐震化推進条例及び法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき助成金交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金交付決定取消通知書（様式第16号）により、当該助成決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(平成31年規則第35号・旧第14条繰下・一部改正, 令和2年規則第22号・一部改正)

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第16条 助成決定者は、耐震改修等の完了後に消費税仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入税額控除報告書（様式第17号）により、市長に報告しなければならない。この場合において、当該助成決定者は、当該消費税仕入控除税額を含め既に助成金の交付を受けているときは、速やかに、当該消費税仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

(平成31年規則第35号・旧第15条繰下・一部改正)

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平成31年規則第35号・旧第16条繰下)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成28年規則第54号・旧第1項・一部改正)

附 則 (平成25年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則の規定は、施行日以後に申請があった耐震改修等の助成金の交付について適用し、施行日前に申請があった耐震改修等の助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規則第32号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則の規定は、施行日以後に申請があった助成金の交付について適用し、施行日前に申請があった助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第55号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものに限って、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則（平成29年規則第15号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものに限って、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和2年規則第22号）

（施行期日）



1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に申請があった助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第59号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものに限って、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和4年規則第114号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1（第2条関係）

##### 特定緊急輸送道路

道路の名称				指定範囲
種別	路線番号	路線名	通称名	
主要地方道	7	杉並あきる野線	五日市街道	市内全域
主要地方道	17	所沢府中線	府中街道	市内全域
一般都道	222	国立停車場恋ヶ窪線	市役所通り	恋ヶ窪交差点から市役所敷地に接するまでの区間

#### 別表第2（第6条関係）

（平成25年規則第64号・平成26年規則第38号・平成28年規則第54号・平成31年規則第35号・令和2年規則第22号・令和4年規則第114号・一部改正）

費用の区分	助成対象費用の限度額	補助率及び助成限度額
補強設計又は建替設計に要する費用	ア 面積1,000平方メートル以内の部分は、1平方メートル当たり5,000円以内	助成対象費用の10分の10
	イ 面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は、1平方メートル当たり3,500円以内	
	ウ 面積2,000平方メートルを超える	

	部分は、1平方メートル当たり2,000円以内	
耐震改修, 除却又は建替えに要する費用	<p>(1) 1平方メートル当たり51,200円  (マンション(地階を除く階数が原則として3以上の共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000平方メートル以上であるものをいう。以下同じ。)にあつては1平方メートル当たり50,200円、住宅(マンションを除く。以下この表及び次表において同じ。)にあつては1平方メートル当たり34,100円)に延べ面積を乗じた額であつて、1棟当たり512,000,000円(マンションにあつては502,000,000円、住宅にあつては341,000,000円)を限度とする。ただし、建築物及びマンションの場合において、免震工法等を含む特殊な工法によるときは、1平方メートル当たり83,800円に延べ面積を乗じた額であつて、1棟当たり838,000,000円を限度とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、建替え又は除却を行う場合であつて、当該建替え又は除却に要する費用が耐震改修を行った場合に要する費用相当額(以下「耐震改修相当額」という。)を超えるときは、当該耐震改修相当額を限度とする。この場合において、当該耐震改修相当額の算定に当たつ</p>	助成対象費用の10分の9。ただし、分譲マンション以外の建築物の5,000平方メートルを超える部分については、助成対象費用の20分の11とする。

	ては,免震工法等を含む特殊な工法は,対象としないものとする。	
--	--------------------------------	--

別表第3 (第6条関係)

(平成28年規則第54号・追加,平成31年規則第35号・令和2年規則第22号・一部改正)

加算の基礎となる額	補助率及び助成限度額
<p>(1) 耐震改修,除却又は建替えに要する費用(実際の工事費をいう。この項において同じ。)の1平方メートル当たりの単価と76,800円(マンションにあっては75,300円,住宅にあっては51,150円)を比較して低い方の額から51,200円(マンションにあっては50,200円,住宅にあっては34,100円)を引いた額を1平方メートル当たりの単価とし,当該単価に延べ面積を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず,免震工法等を含む特殊な工法により1平方メートル当たりの単価に83,800円を採用した場合又は耐震改修,除却又は建替えに要する費用の1平方メートル当たりの単価が51,200円(マンションにあっては50,200円,住宅にあっては34,100円)に満たない場合は,対象としないものとする。</p>	<p>加算の基礎となる額の10分の9。ただし,分譲マンション以外の建築物の5,000平方メートルを超える部分については,加算の基礎となる額の20分の11とする。</p>

備考 1棟当たりの加算の基礎となる額の上限額は,768,000,000円(マンションにあっては753,000,000円,住宅にあっては511,500,000円)から別表第2により算定した助成対象費用の限度額を減じて得た額とする。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
助成金交付申請書

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等について、下記のとおり助成金の交付を受けたいので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 申請金額 (助成対象費用×補助率)		
3 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
	建築年月	
4 事業者等	設計者・工事施工者 (該当に○)	名称・氏名
		所在地
		連絡先

添付書類(裏面)

添付書類

(共通)

- ア)案内図
- イ)配置図
- ウ)各階平面図
- エ)確認通知書(写)又は建築年月日を証する書類
- オ)沿道建築物であることが確認できる書類
- カ)土地所有者の承諾書(借地の場合)
- キ)建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類
- ク)管理組合の規約と耐震改修等の実施を決議したことが分かる書類  
(分譲マンションの管理組合の場合)
- ケ)代表者承諾書と共有者全員の同意書(建物の所有者が複数の場合)
- コ)法人全部事項証明書(法人の場合)

(補強設計・建替設計)

- ア)設計者が耐震化推進条例10条第1項第1号から第4号に掲げる者であることを証する書面の写し
- イ)耐震診断結果報告書(概要版)
- ウ)設計見積書
- エ)設計工程表(概要)
- オ)その他市長が必要と認めた書類

(耐震改修)

- ア)補強工事に関する設計図書
- イ)補強設計結果報告書(概要書)
- ウ)補強計画に係る評定書
- エ)工事見積書
- オ)工事工程表(概要)
- カ)その他市長が必要と認めた書類

(除却, 建替え)

- ア)耐震診断結果報告書(概要版)
- イ)耐震改修に要する費用を示す書類
- ウ)工事見積書
- エ)工事工程表(概要)
- オ)建築確認済証(建替え時のみ)
- カ)その他市長が必要と認めた書類

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

住所  
申請者 氏名  
電話

### 消費税仕入税額控除確認書

下記の助成金交付申請における助成対象費用に係る消費税額については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第7条第2項の規定に基づき、消費税額を助成対象費用に含めて申請します。なお、当該消費税額の一部又は全部について、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、消費税に係る助成金対象額を返還します。また、消費税に係る報告を求められた場合は、速やかに報告します。

理由：

(必要に応じて、貴社経理担当または会計士等にご確認いただき、以下から選択してください。4を選択したときは、確定申告後、控除対象仕入税額に算入していないことが分かる資料を速やかに提出してください。)

1. 消費税法における納税義務者でない。
2. 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
3. 簡易課税事業者である。
4. 1から3に該当しないが、助成対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

記

- 1 助成金の種類 補強設計・建替設計・耐震改修・建替え・除却(該当に○)
- 2 建築物  
名称  
所在地  
規模 地上 階/地下 階  
構造(混構造では複数に○) 木造・S造・RC造・SRC造・その他  
面積(小数点第2位まで) 延べ面積 m<sup>2</sup>  
敷地面積 m<sup>2</sup>  
建築年月
- 3 事業者等 設計者・工事施工者(該当に○)  
名称・氏名  
所在地  
連絡先

様

国分寺市長

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金交付申請について、下記のとおり助成金交付・不交付を決定したので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第7条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 交付・不交付の決定	交付・不交付	(交付の場合、交付決定金額) 円
		(不交付の場合、その理由)
3 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
建築年月	年 月	
4 助成交付決定条件	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則の規定を遵守すること	
5 その他	申請者は、この通知の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。	
上記の金額は、交付の予定額であり、申請した耐震改修等が完了し、助成金を請求した後に交付金額を確定します。		

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
一括設計審査(全体設計)承認申請書

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等について、下記のとおり一括設計審査(全体設計)の承認を受けたいので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第8条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
	建築年月	
3 事業者等	設計者・工事施工者	名称・氏名
		所在地
		連絡先

添付書類

工程表(年度毎の工程がわかるもの)その他市長が必要と認めた書類



様

国分寺市長

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修に係る  
一括設計審査(全体設計)承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあった特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修に係る一括設計審査(全体設計)について、下記のとおり承認・不承認を決定したので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 承認・不承認の決定	承認・不承認	(不承認の場合、その理由)
3 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
	建築年月	年 月
	着手予定年月 完了予定年月	年 月 年 月

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
一括設計審査（全体設計）変更承認申請書

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等について、下記のとおり一括設計審査（全体設計）の変更の承認を受けたいので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業の種類（該当に○）	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 （混構造では複数に○）	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 （小数点第2位まで）	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
	建築年月	
3 事業者等	設置者・工事施工者	名称・氏名
		所在地
		連絡先

添付書類

工程表（年度毎の工程がわかるもの）その他市長が必要と認めた書類

様

国分寺市長

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
一括設計審査（全体設計）の変更承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあった特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る一括設計審査（全体設計）について、下記のとおり変更承認・不承認を決定したので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 助成事業の種類（該当に○）	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 承認・不承認の決定	承認・不承認	（不承認の場合、その理由）
3 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 （混構造では複数に○）	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 （小数点第2位まで）	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
	建築年月	年 月
	着手予定年月 完了予定年月	年 月 年 月

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
助成事業着手届

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等について、下記のとおり助成事業に着手しますので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第11条の規定に基づき関係書類を添えて届け出ます。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 助成金 交付決定番号	年 月 日付 第 号	
3 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
	建築年月	年 月
4 着手日	年 月 日	
5 完了予定日	年 月 日	
6 事業者等  設計者 工事施工者 (該当に○)	業者名・氏名	
	所在地	
	連絡先	

添付書類 契約書の写し、工程表その他市長が必要と認めた書類

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
助成事業内容変更届出書

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等について、下記のとおり助成事業内容を変更したいので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第12条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 助成金交付決定番号	年 月 日付 第 号	
3 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
	建築年月	年 月
4 変更内容の概要		
5 変更理由		

添付書類 申請内容の変更を示す図書その他市長が必要と認めた書類

様式第10号(第12条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
助成金変更申請書

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等について、下記のとおり助成事業内容を変更したいので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第12条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 助成金交付決定番号	年 月 日付	第 号
3 申請金額	変更前 変更後	
4 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
	建築年月	年 月
5 変更内容の概要		
6 変更理由		

添付書類 変更契約書の写し、申請内容の変更を示す図書その他市長が必要と認めた書類

様

国分寺市長

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
助成金変更承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあった特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金変更申請について、下記のとおり承認・不承認を決定したので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第12条第3項の規定に基づき通知します。

## 記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 承認・不承認の決定	承認・不承認	(承認の場合、交付決定金額) 変更前 円 変更後 円 (不承認の場合、その理由)
3 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
建築年月	年 月	
4 助成決定条件	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則の規定を遵守すること	
5 その他	申請者は、この通知の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。	
上記の金額は、交付の予定額であり、申請した耐震診断等が完了し、助成金を請求した後 に交付決定額を確定します。		

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

様式第12号(第13条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
取り止め届出書

年 月 日付 第 号で助成金交付決定通知を受けましたが、下記のとおり取り止めますので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第13条の規定に基づき届け出ます。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え
2 交付決定金額	
3 決定通知番号	年 月 日 付 号
4 取り止めの理由	



様式第13号(第14条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
助成事業完了届

助成金の交付決定通知を受けた下記の助成事業が完了しましたので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第14条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 助成金交付決定番号	年 月 日付 第 号	
3 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
	建築年月	年 月
4 完了日	年 月 日	
5 事業者等	設計者・工事施工者 (該当に○)	業者名・氏名
		所在地
		連絡先

添付書類(裏面)

添付書類

(補強設計)

- ア) 補強設計結果報告書(概要版)
- イ) 補強計画に係る評定書
- ウ) 補強設計費用明細書
- エ) 補強設計費用を証する書類
- オ) その他市長が必要と認めた書類

(建替設計)

- ア) 建替えの工事に関する設計図書
- イ) 建築確認済証
- ウ) 建替設計費用明細書
- エ) 建替設計費用を証する書類
- オ) その他市長が必要と認めた書類

(耐震改修)

- ア) 耐震改修費用明細書
- イ) 耐震改修費用を証する書類
- ウ) 施工資料一式
  - ・ 各種試験結果
  - ・ 鋼材規格証明書
  - ・ 施工写真(着手前, 中間及び完了時)
- エ) その他市長が必要と認めた書類

(除却)

- ア) 除却費用明細書
- イ) 除却費用を証する書類
- ウ) 施工写真(着手前, 中間及び完了時)
- エ) その他市長が必要と認めた書類

(建替え)

- ア) 建替え費用明細書
- イ) 建替え費用を証する書類
- ウ) 検査済証の写し
- エ) 施工写真(着手前, 中間及び完了時)
- オ) その他市長が必要と認めた書類

様式第14号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

国分寺市長  
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
助成額の確定通知書

年 月 日付けで提出された助成事業完了届を審査した結果、当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め、下記のとおり額を確定したので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第14条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え
2 確定助成額	

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

様式第15号(第14条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所  
氏名 印  
電話

耐震改修等助成金請求書

年 月 日付け 第 号で助成額の確定通知を受けましたので、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第14条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え
2 交付請求金額	
3 交付決定番号	

添付書類 支払金口座振替依頼書

様

国分寺市長

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る  
助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定を通知した助成事業が、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第15条第1項に抵触していることから、下記のとおり助成金の交付決定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

## 記

1 助成事業の種類(該当に○)	補強設計・建替設計・耐震改修・除却・建替え	
2 交付決定金額		
3 建築物	名称	
	所在地	国分寺市
	規模	地上 階/地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m <sup>2</sup> 敷地面積 m <sup>2</sup>
	建築年月	年 月
4 取消しの理由		

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

様式第17号(第16条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

消費税仕入税額控除報告書

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定のあった助成事業について、下記のとおり消費税仕入控除税額が確定したため、国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則第16条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 同規則第16条に基づく額の確定額  
金 円

2 消費税の申告により確定した消費税法第30条の課税仕入れに係る消費税額(要助成金返還相当額)  
金 円

添付書類 2の金額の精算の内訳書

様式第1号（第7条関係）

（平成31年規則第35号・令和3年規則第59号・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

（平成31年規則第35号・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平成28年規則第55号・平成31年規則第35号・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（平成31年規則第35号・令和3年規則第59号・一部改正）

様式第5号（第8条関係）

（平成28年規則第55号・平成31年規則第35号・一部改正）

様式第6号（第9条関係）

（平成31年規則第35号・追加，令和3年規則第59号・一部改正）

様式第7号（第9条関係）

（平成31年規則第35号・追加）

様式第8号（第11条関係）

（平成31年規則第35号・旧様式第6号繰下・一部改正，令和3年規則第59号・一部改正）

様式第9号（第12条関係）

（平成31年規則第35号・旧様式第7号繰下・一部改正，令和3年規則第59号・一部改正）

様式第10号（第12条関係）

（平成31年規則第35号・旧様式第8号繰下・一部改正，令和3年規則第59号・一部改正）

様式第11号（第12条関係）

（平成28年規則第55号・一部改正，平成31年規則第35号・旧様式第9号繰下・一部改正）

様式第12号（第13条関係）

（平成31年規則第35号・旧様式第10号繰下・一部改正，令和3年規則第59号・一部改正）

様式第13号（第14条関係）

（平成31年規則第35号・旧様式第11号繰下・一部改正，令和3年規則第59号・一部改正）

改正)

様式第14号 (第14条関係)

(平成28年規則第55号・一部改正, 平成31年規則第35号・旧様式第12号繰下・一部改正)

様式第15号 (第14条関係)

(平成31年規則第35号・旧様式第13号繰下・一部改正)

様式第16号 (第15条関係)

(平成28年規則第55号・一部改正, 平成31年規則第35号・旧様式第14号繰下・一部改正)

様式第17号 (第16条関係)

(平成31年規則第35号・旧様式第15号繰下・一部改正, 令和3年規則第59号・一部改正)